

# 青綺門院と宝暦事件

——江戸時代における女院研究に寄せて——

渡邊 雄俊

はじめに

近年、近世の朝幕関係の研究は蓄積されており、女院に関する研究も進んで来た。<sup>(1)</sup>しかし女院の朝廷内での位置付けについては、良く解つていらないのが現状である。

さて拙稿では「宝暦事件」において、青綺門院が事件に具体的にどのように関わったのかを見てゆきたいと思う。この事件は宝暦六年から同九年にかけての、竹内式部にまつわる一連の騒動である。式部門弟の公家らによる行動、そして彼らが式部の説により、桃園天皇に日本書紀神代卷=神書を進講したことが、種々風聞を呼んだ。撰家一列はこれら式部門弟の公家を大量に処罰し、さらにその思想的拠り所である竹内式部を幕府に告発した。その結果、式部は宝暦九年に京都を重追放される。これがこの事件に関する概略である。

この宝暦事件に際し、青綺門院の関与があつたことは早くからよく知

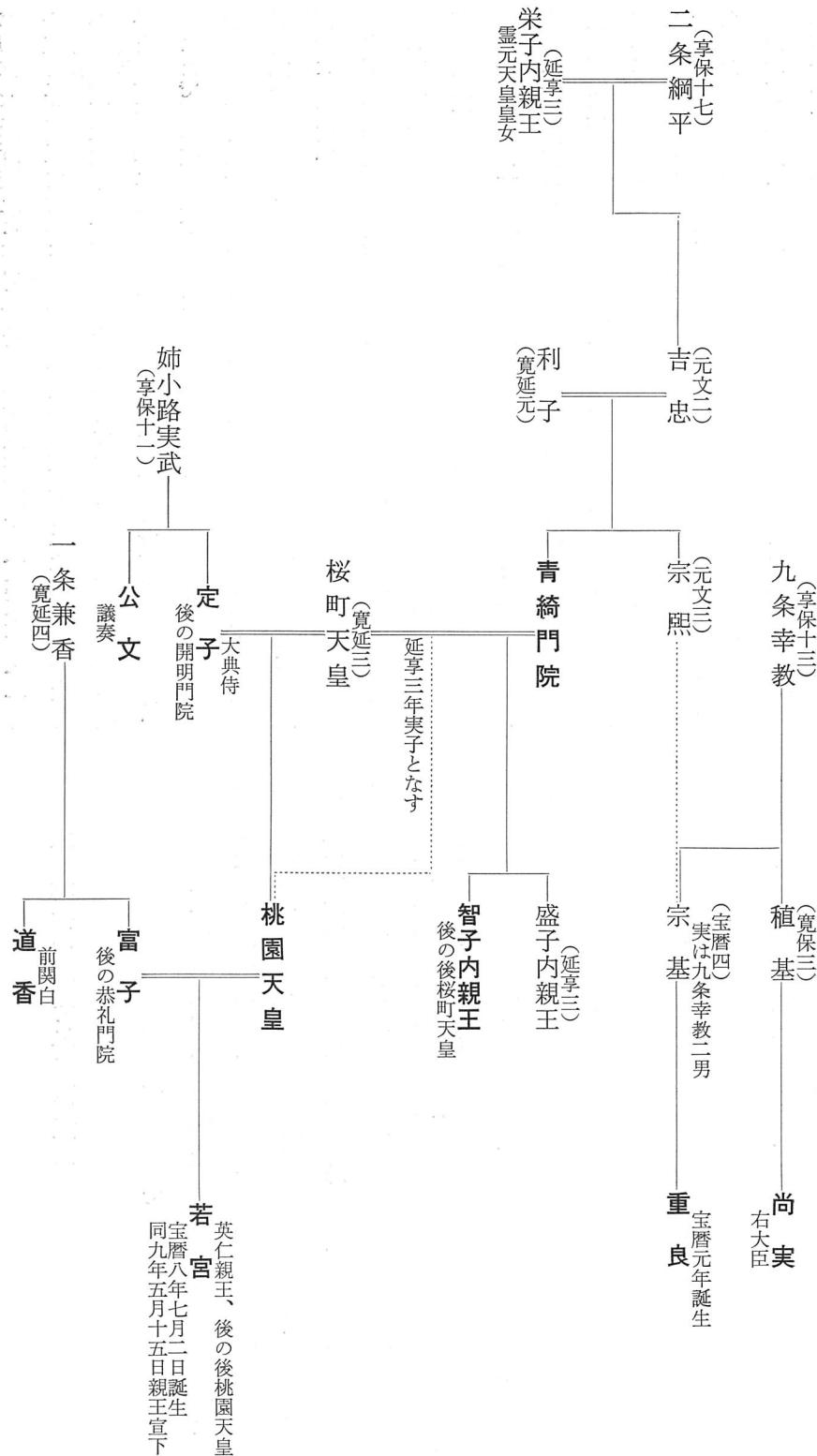
られている。そこで本稿では、女院の意向がどのように表出され、それがどのような役割を果たしたか、またどのような内容であったのかといふことに着目しつつ、朝廷内における女院の位置付けについて考えてみたい。その方法として、少壮公家による桃園天皇への神書進講の問題をめぐって、この件の解決に奔走した閑白近衛内前の日記『内前公記』より、青綺門院の意向を一つ一つ抽出して検討し、それらの意味を考えみたい。それにより宝暦期の女院像の一端を浮かび上がらせることが出来れば幸いである。

## 一 青綺門院の略歴と宝暦事件当時の朝廷

青綺門院は准三宮閑白一條吉忠の二女で、生母は加賀藩主前田綱紀の女、従三位菅原利子である。幼称は永姫と言ひ、諱は舎子と称した。<sup>(3)</sup>青綺門院の誕生は享保元年（一七一六）八月二十四日のこと<sup>(4)</sup>で、同十八年（一七三三）九月二十八日に東宮昭仁親王の御息所に定まり<sup>(5)</sup>、昭仁親王

宝暦事件当時の女院を中心とした略系図

(破線は養子関係、太字は存命者、丸括弧内の年次は死亡年)



が即位して桜町天皇となると、その翌年の元文元年（一七三六）十一月十五日に入内して女御となり<sup>(6)</sup>、同五年五月二十七日には准三宮宣下（7）が行われた。延享二年（一七四五）十月五日に八穂宮（後の桃園天皇）を実子とし<sup>(8)</sup>、同四年に桜町天皇が桃園天皇に譲位したので、天皇の実母といふことで同年五月二十七日に立后して皇太后になられた<sup>(9)</sup>。寛延三年（一七五〇）四月二十三日に桜町上皇が崩御すると、同年六月二十六日に院号を定め青綺門院と称され、薙髪された。「青綺門院」の由緒は豊樂院門号よりきている。

さて、事件当時の宝暦七年・八年は前述した通り桜町上皇はすでに崩御しており、桃園天皇も十七、八歳とまだ若かった時期である。この時期、摂家一列の構成は関白左大臣近衛内前・右大臣九条尚実・内大臣鷹司輔平・前関白一条道香であった。ちなみに近衛内前は宝暦七年三月十六日に一条道香より関白職を引き継いだばかりである。青綺門院の実家二条家では、女院の父二条吉忠は元文二年に薨じ、またその男宗熙は同三年に薨じており、宗熙の養子宗基（九条幸教の男）も宝暦四年に薨じていて、その子重良が宝暦七年にようやく七歳で元服するという状況であった。

なお、朝廷内における天皇の主な近親者として他に天皇の生母の大典侍定子がいた。後の開明門院で、姉小路実武の女である。議奏姉小路公文はその実兄で<sup>(10)</sup>、この二人も事件に際し桃園天皇の周辺にあって一定の役割を果たすことになる。

## 二 事件の展開と女院の意向

### （1）神書講義の開始から中断まで

桃園天皇は幼少の頃から、伏原宣条や高辻家長を侍講に迎えて、孝經・大学・孟子・後漢書などを学ばれ、宝暦二年からは毎年二月と八月に菅家・清家による紀伝・明経の御講釈をお聞きになつていたが、十七歳になられた宝暦七年六月三日、權大納言烏丸光胤を召して、古今灌頂以前に神書の説を聞くことの可否を尋ねられた<sup>(14)</sup>。これに対して光胤は、「古今灌頂ハ一小技芸ニテ候、神書之説ハ天下之大道ニ候」と答えたが、この翌日から天皇は徳大寺公城・西洞院時名らを御前に召して、日本書紀神代卷の講読を始められた。すなわち『徳大寺公城手記』によると次のようにある。

宝暦七年六月四日、主上令読日本紀給、公城（徳大寺）、俊逸卿（坊城）、隆古朝臣（高野）、時名朝臣（西洞院）等講之、其発端大意委細言上之處、天氣特快然（中略）師翁（竹内式部）之親授今日一時ニ達天聞、

九日 被講日本紀、公城等候之、  
十四日 被講日本紀、公城・時名等候之、  
十九日 被講日本紀、公城候之、  
廿三日 被講日本紀、時名・資顯（白川）候之、

廿八日 有御読、時名・資顕、  
廿九日 有御読、公城、

七月八日 有御読、時名・資顕、

十八日 有御読、時名・資顕、

十九日 有御読、公城、

廿三日 有御読、公城・時名、

廿四日 有御読、公城、

宝暦七年六月四日に神書の進講が始めて行われ、その後、右のように七月にかけてたびたび行われた。関白近衛内前が神書の講義を知つたのは、宝暦七年七月十一日に前関白一条道香の訪問があり、その処置を請われてである。内前は早速右大臣九条尚実・内大臣鷹司輔平・前関白一条道香等のいわゆる撰家一列へ、また武家伝奏・議奏等に意見を徵するとともに、女院にも意見を求めた。『内前公記』宝暦七年八月朔日条によれば、

女院え参賀、謁小督、申談條如左、

女院ニは右神書御覽之義如何思召候哉、承度段申之処、此方ニハ神書御覽之事ハ宣思召候、御女儀様之御事故委き義は御存知無之候へとも、故院様ニも御覽候御事故、珍重ニ思召候由被示聞、とあって、この時は桜町天皇の例も勘案し、女院側は神書講義は問題なしと答えている。ところが女院は、神書講義が垂加流に基づいて行われていると知ると、一転して反対の態度を示すことになる。すなわち『内

前公記』の同月六日条によれば、この日右大臣九条尚実が女院御所へ参つて女院の意向を伺い、それを内前に伝えているが、それは次のようなものであった。

然処又今朝早々参候様被申越候故参候処、則小督被出逢、又々被申聞候ハ、只今迄は学流御存知無之候故、被聞召候義ハ如何共不被思召候、四日ニ其御方御参ニテ学道得と承申上候処、夫より甚御氣毒ニ思召候、常觀喜院殿・故右府等此学流ニ候故甚するにて、故右府杯ハ女院ニも御取あつかひ被遊にくゝ御難義あそハし候、故右府たに左様ニて候へば、上ニ此学流聞召候て若左様ニならせられ候ては、尚々女院ニも御難義ニ候、扱右之学流之人は仏道ハ一向不用、仏などをも捨、靈具ニも着など供し候様ニ聞召候、御代々仏道も御用ひ、殊ニ故院ニは別て御崇敬あそハされ候事ニ候得ハ、御捨あそハされ候てハ尚以如何ニ思召候、夫故早々被召御尋被遊候、如何被存候哉之由、仍答候ニハ成程仰之趣御尤ニ存候、仰之通此学流之人ハ仏道は不用儀ニ候、神代卷二巻を儒学之義理を以て説候物ニ候、此道ニ被達候程仏道ハ御用ひ無之事勿論ニ候、仰之通仏道も御代々御用ひ被遊候義年久事ニ候故、上ニ被捨候ては如何と存候条申入候、扱又小督被申候ニハ先日関白御参之節、役人中え所存御尋之上被仰上候ハん由ニ候、乍然此方ニは右関白より不被申上已前ニ思召関白え被仰度思召候、右之わけは此方ニハ一脉垂加流御学被遊候義甚御不同心ニ思召候故、やめられ候様あそはされ度候、（中略）関

白今日中ニ御参り候様被仰通候由被示候故、幸右之段々申述候、<sup>(15)</sup>

ように言つて來た。

女院は神書進講の流派が垂加流の神道と知つて反対している。その理

由として女院は、常觀喜院（二条宗熙、青綺門院の弟）や故右府（二条宗基、実は九条幸教の男で宗熙の養子）等が垂加流に非常に凝つていて、

故右府などは女院も取り扱いに難儀をしたこと、しかも垂加流を信じて

いる人は仏教を用いず、仏を捨ててしまい、靈具に着などを備えたりすることをあげ、皇室では代々仏教も用いられ、殊に桜町院も仏教を御崇敬あそばされていて、これを捨ててしまうのは如何かと仰せられた。

尚実も、垂加流の人はその道に進むほど仏教を用いなくなる、天皇が仏教を用いないのは困るなどと答えていたが、さらに小督局より、閔白は

役人の所存を聞いたうえで奏上するとしているが、女院はそれ以前に垂加流の学問をやめさせたい意向を閔白に伝えたので、今日中に参るよ

ううことであった。これに対し内前は、

申半剋計參院、小督被出逢被伝仰、大略如右府演舌、予申上趣是又

右府言上と同意也、仍不注記、

右之思召禁中へ被仰進候儀暫御見合可有之候、尚自内前御指図可申上旨申入了、<sup>(16)</sup>

とあるように參院し、ほぼ同じ趣旨を聞いた上で、禁中へ女院より仰進めるのは暫く見合させてほしいことと、何か有れば内前より御指図申し上げる旨申し入れた。

ついで八月八日になると、女院側からは右大臣九条尚実を通して次の

右府より書状到来、小督より之文見せらる、其趣は  
先達て女院之思召禁中へ仰進せられ候義暫御見合候様申□置れ、乍然密々にて大典侍へは咄し置候ても苦間敷哉、閔白へ被尋候様申入へく候由ニ御座候、<sup>(17)</sup>

天皇に女院から申し上げるのを見合わせるように閔白から言われたが、大典侍（天皇生母、議奏姉小路公文の妹）には内々に伝えて置きたいというのである。これに対し内前は、

仍返事ニ申遣候ハ、成程大典侍へは内々被仰候ても可宜ながら、此取計は六ヶ敷儀ニ候間、是とても先御無用之方可然存候、<sup>(18)</sup>

と、いろいろ難しいことがあるので、その様なことは一切しないようないと返事をしている。

一応女院が先に行動を起こすことの無いように閔白は言上している。

ついで同十三日には未刻に參院するように、右府を通して内前に伝えてきた。參院した内前は女院より神書講義の中止を天皇に奏上する内容、議奏及び徳大寺・西洞院時名・白川少将へ申し伝える事項及び文面の協議を小督局を通して女院と行う。それと併せて内前は「三卿辞役之条々一紙書付」を御覽に入れて、武家伝奏の柳原光綱、議奏の正親町三条公積・東久世通積を罷免するかどうかを女院に相談している。女院は一遍にもかも進めると穩便に事が進まなくなるので、取りあえず神書講義の中絶のみにした方が良いと閔白に助言している。

同十四日に閑白と姉小路は天皇の御前で、

神書あそハし候儀彼是沙汰有之候、女院ニも被聞召、内前より申上候事も有之候、女院ニも甚御氣毒ニ思召候、夫故近日ニハ可被仰進候、弥被仰進候ハ、早速内前へ可被仰下候、左候ハ、取計可申候、只今迄ハ一向不申上候が、右之通近々女院よりも被仰進御沙汰候故、申上候、<sup>(19)</sup>

と申し上げた。つまり神書講義について色々と噂があるので女院にも申し上げた所非常に心配されており、近日中に女院より仰せが有ると思うので、その時は内前へ仰せ下されば取計らうと。

八月十六日、女院から天皇に神書講義中止のことが仰せ進められた。これをうけて天皇は大典侍を通して次のように宣した。

主上神道被聞召事彼是もれ候義有之由被聞召、主上ニも如何ニ思召候、其上女院よりも今日被仰進候ゆ、被仰聞候間、宜取計役人中へ申渡候様被仰出、尤今日は御対面あそハされす候由、<sup>(20)</sup>

すなわち天皇が神道を勉強されていることが色々なところに洩れており、天皇も如何に思っている。その上女院からも申し入れがあつたので、宜しく取り計らうようにとのことである。これを受けて内前は、伝達する書面を叢慮に入れた上で、直ちに議奏・武家伝奏とその他の関係者に口頭と書面を以て次のように伝えた。

主上此度神道被聞召候事、垂加流被用候ニテは無之、御見合のため被聞召御覽度、幸徳大寺大納言・西洞院少納言・白川少将等彼説被

存候旨ニ付、折節内々被召御尋被遊候事ニ候、然處竹内式部へ御前之義被申聞候段階ニ相聞ヘ候、此義甚不可然儀、各於于被学候道有之間敷事ニ候、依之主上ニも被聞召如何之儀ニ思召候、其上女院ニも被聞召甚如何敷思召、向後御無用之方可宜と被仰進候故、旁此已後は被聞召間敷候事、<sup>(21)</sup>

すなわち、此の度の神書進講は垂加流を用いるということではなく、どの様なものが検討するため、たまたま垂加流を知っていた徳大寺大納言・西洞院時名・白川少将等にお尋ねになったのである。しかし御前のことを竹内式部に洩らしたのは甚だよからず、女院もこのことを聞き、「如何敷」思われて、進講の中止を申し入れてこられたので、進講を中止するというものである。進講中止の表向きの理由として、竹内式部に御前の様子を話したことと共に、女院の意向及び申し入れがはつきりと掲げられていることは注意すべきであろう。

また翌十七日には、

自右府書状到来、昨日之一件女院へ早々被申上候よし、小督より之返書みせらる、<sup>(22)</sup>

と、右府から書面が到来し、早々に前日の報告が女院に対してなされていることがわかる。

こうして神書講義は一応中止になる。しかし桃園天皇は神書講読の念が抑えられず、すぐに再開の希望を示された。『内前公記』宝曆七年十月朔日条に、伝奏の広橋兼胤が女院より伝えられたところの九月二十九

日における女院と天皇の長いやりとりが載せられている。

広橋前大納言殿來、朝參前ニ申度義有之候条被申入、（中略）対面之処、被示条々如左、昨晩女院より被召候ニ付參上候處、小督被申候ハ、昨廿九日於禁中女院へ以大典侍御書付被進候、還幸御催之時剋

其趣は、先達而神書御覽之義被相止候得とも、又々御覽あそはし度旨也、仍鳥渡右御返答被仰度候間、御内儀へなりともならせられ候様被仰之処、則御小座敷へ出御、女院ニもならせられ、大典侍ニも伺公、女院被仰候ニハ、右之仰被聞召甚驚思召候、先之神書御覽之義此節被仰出候儀とハ不被思召、一端被相止候ニ間も無之又被遊候てハ如何、一事が万事ニテ上之儀浅く候様ニテハ下之存寄も如何、旁以先御無用と思召候、殊弥被仰出も候ハ、先閑白へも被仰聞、且姉小路ニも最初承居候義ニ候得ハ、追付出仕候上被仰聞候上之義と思召候由被仰候、<sup>(23)</sup>

すなわち天皇から大典侍書付をもつて神書進講再開の希望を示された。これに対し女院は直接天皇と対面し、「甚驚思召候」と驚きを隠さず、一度中止したことをもなく再開するのはいかがなものであり、「上之儀浅」いようでは臣下もどう思うか、ともかくやめた方が良い、もし殊に仰せられるなら、閔白や姉小路に相談した上でのことだ、と強く天皇を諫めた。

いつたん天皇は承知するが、女院は還幸後もなお心配して書面を送る。御承知之御返答ニあらせられ候、（中略）又御文あそハシ、兎角御

やめニあそはし候様、吳々大典侍迄被仰遣候處、（中略）其後御丁

寧ニ勅書被遣、弥御延引之御沙汰ニ候、乍然神書之義ハ日本の根源ニ候、日本之主として、日本ノふみ御覽なくともろこしの書のみ御覽之事如何ニ思召候故、旁又被始度段被仰進、仍又女院より御返事ニハ、委細御尤ニ思召候、乍去漸八月十六日ニ被相止間も無之只今再被遊候義甚如何、其上右被仰候通、兎角早速ケ様ニ候てハ万事思召定り候ハぬ様ニテ御氣毒ニ思召候、撰家ハ神代之枕ニテ候間、閑白・右府へも被仰聞候上ニテ何様とも被定候様、御女儀様之義ニ候へは只彼是思召やられ候条被仰上、尚五日ニ大典侍院參之節被仰聞候ハん間、先それ迄は閑白へ御沙汰は御無用と思召候旨被仰進候、五日ニ女御御參故大典侍ニも被參候間、其節可被仰聞旨女院ニハ右之通之思召ニ候、尤此趣ニテハ先御沙汰も有之間敷と思召候得共、今朔日ニハ紅葉御覽ニテ被召候様被聞召候故、若風渡内々御沙汰也有之候哉とも思召候故、甚内々ニテ申置候様被示聞候、尤右府へハ近日内々被仰聞候ハんなから、先それ迄ハ右府へも沙汰は無用と思召候、且所存も被聞召度旨且禁中ニテ仰も候ハ、其節始て承候様、必々内々女院より仰之義ハ口外無用之旨、尤右之条々堅く口外無用と思召候旨被示也、

仍委細承知、女院驚思召候由御尤千万ニ存候、於内前茂同意驚入候、成程思召之通先如何、仮如被遊候而も此節之義ト努々不存候せめて二三年ト申度候得とも、それニ而も遠ク候ハ、一年程なりとも立

候上之儀と存候、尤被遊候とも此度之通ニ而は如何候、急ト御師範ト被定可然旨、若禁中より被仰聞候とも右之心得ニ致申すへき段、必々御苦勞ニあらせられぬ様ニト存候、宜取計可申旨委細御返事、則申聞了。<sup>(24)</sup>

女院の諫止に対し、天皇はわざわざ「勅書」を遣わされ、神書進講を延引すること、しかし神書は「日本之根源」であり、日本の主として中國の書物だけでなく、日本の書物も学びたいことなどを告げてきた。女院は返書で、仰せはもつともであるが、とにかく中止して日も浅く、「攝家ハ神代之枕」でもあるので、閑白・右府等へ相談した方が良いなどと同様の説得をくり返した上、ただ、十月五日に大典侍から良く事情を聞くので、まずそれまでは、閑白に相談しないように伝えた。また内前に対しても、もし天皇から神書進講のことを聞かれたら、始めて聞いたように振る舞い、女院から聞いたことは口外しないようにと口止めをしている。

このように女院より知らされたので、閑白は承知の旨返答し、女院と同様非常に驚きを示した。一年も立たない内に神書講義の再開を言ってくるのだから、その内師範などを設け、天皇に御苦勞をかけないようにした方がよいと意見を述べ、またこちらで上手く取り計らう旨女院へ伝えた。

十月三日、内前は女院に参り、小督局と会談した。

此間広橋を以被仰聞候義返答之趣も被聞召悦思召候、其節ハ禁中ニ

て御沙汰も候節始て承候様ニ致候様被仰聞候得共、五日ニ大典侍へ被仰聞候節もやハリ内々閑白・右府へも御相談被遊候旨可被仰と思召候間、此方より申出候義は必無用、若上より仰も有之候ハ、女院より内々御尋故所存申上候条言上少しも不苦思召候、此義此間之仰とハ相違候故広橋被召唯今申入候、幸伺公候故直ニ被申聞条也。<sup>(25)</sup>

五日に大典侍にも内々に閑白・右大臣に相談するように言うので、此方からは特に行動を起こさず、天皇より何か仰せが有れば、女院より内々に話を伺っていた旨返答をして差し支えないと言うのが女院の仰せであった。結局この時は桃園天皇の希望は達せられなかつたが、後述するよう、翌年に神書進講は再開されることになる。

さて、これまでの経過を振り返ってみると、女院は神書が垂加流で講義されているということで進講に反対している。さらに天皇の再開の希望に対しても、一度中断すると仰せられた以上そう簡単に再開しては、懸念が軽く人々に思われるようになり良くないと、慎重に行動するよう天皇を諫めている。ただ、天皇の強い再開希望に対しては、どうしてもということなら閑白たちに相談した上で、女院にも軟化のきざしは認められる。

桃園天皇への神書進講に関し、女院には概ね以上のような考え方方が認められるが、女院の意向の表明をめぐっては、次のような諸点が指摘できるであろう。

①天皇の進講中止の決定には女院の意向が大きな役割を果たした。そ

して進講中止を諸方面に伝達した時の表向きの理由にも女院の意向と申入れのことが明記されている。②しかし、女院は自分だけの考えでなく関白の助言を得ながら、自らの意向を表明している。③女院から関白を呼び出して種々相談したり、或いは天皇に直接申入れをするなど、女院は積極的な動きを見せている。また天皇の再開希望に対しきり返し説得し、或いは関白に天皇への対し方を細かく指示するなど、この時期女院の行動はねばり強く、かつ細かい配慮も見せている。

## (2) 神書講義の再開から中止まで

一度中断したとはいえ、神書進講に關係した近習・議奏等は依然勤仕していたので、天皇の再開を望む気持ちはますます強まつていった。<sup>(26)</sup>『内前公記』によつてこの間の経過を追うと、天皇は内前に宝曆八年正月二十七日御前で密かに進講再開の意向を漏らされ、一切他言を禁ぜられた。これに対し二月十六日に内前は女院に意見を聞くよう奏上したが、「兎角被遊度之段彼是有仰、再三及御問答、子細難書記、仍略之」と内前に記させているほど、天皇の神書再開を望む気持ちは非常に強かつたことが窺える。

同二十二日には内前は自分がこのことを聞いているのは荷が重いとして、「自内前内々女院へ申上置候上ニ而可承候」、さもなくば「一列(五攝家)へ申談候上ニ而可承候」という二案を天皇に提示した。これに對して内々に内前より女院に申し上げても差し支えないとの仰せがあつた。

先日申上候趣得と御承知あそハされ候、内前甚心勞たるへき事御察しあそハし候、左様之御様子ニも候へゝ、此上思召次第たるへく候、何もよろしく御為ニ相なり候様、無油断取計候様御懇ニ仰下さる、<sup>(27)</sup>と、内前の苦勞をねぎらうとともに、叡慮がその様に強固なものならば、思召に任せるしかないので、内前の方で油断のない様に取り計らうよう指示を出した。

この様にして神書進講は隠密裡に再開され、宝曆八年三月二十五日より六月五日まで都合十二回、内前陪聴のもとに行われた。しかしやがてこのことは一条道香以下攝家一列の知るところとなり、五月二十九日に閑白内前は彼らから事情を聞かれる。その結果攝家一列で評議し、先ず姉小路より進講の中止を天皇と女院に奏上する事となつた。六月五日には女院より手紙にて次のように申し入れてきた。

女院小督局より文來如左、

此ほど姉小路をもち右府・前閑白・内府より垂加流神書きこしめし候事甚如何の御事、何とぞ相やめられ候様ニと禁中へ被申入候ハんゆへ、女院へ被申上旨ニ候、(中略)女院よりも御所へ仰入られ候ハんと思召候、内前ニも当春の時分よきなき御時宜ともゆへ不同心

なからせひなく取計候条申上、必大典侍などへも仰入られ候ハぬやうニと申上候ゆへ只今迄は仰入られず候、此度右府以下一同申入候

由候事ニ候へは、当春とはわけもちかひ候事ゆへ、大典侍迄仰つかはさるへく思召候、なにとそ叡慮めくられ、いつれも申入候通(28)きこしめし候やうニと思召候、仍て内々仰下さる旨なり、

小督局よりの手紙では、右大臣・前関白・内大臣らが垂加流の神書の進講を止めるように奏上すると女院に申し入れて來た。女院も右府以下一同の申し入れゆえ、以前とは事情も違うので、周りからの申し入れを聞くようて大典侍を通じて天皇に申し入れるつもりであると、内々の仰せであった。

また、この日武家伝奏の広橋兼胤が來て、

右三公より被申立候神書御止之儀、内前及言上候方可宜思召候、け

く姉小路ニては上ニも如何と思召候ハんも難相知候、右之義女院より密々申入候様ニとの事(29)、

と、三公（右大臣九条尚実・前関白一条道香・内大臣鷹司輔平）が申し立てた神書御取りやめのことは、姉小路からでは頼りないので、内前から奏上した方が良いとの女院の思召であると伝えている。

六月六日に内前は参院して、女院の仰せの通りに内前自ら奏上するつ

もりなので、今一度三公からこの件を女院に言上し、女院が同意をした上で、改めて仰せ下してほしいと言上した。女院の了承を得ると、関白は三公と密談し、三公より女院に言上した。そうすると「各被申条御尤

ニ思召候、弥内前へ相頼、言上可然思召候」と、女院から三公と内前に仰せ下された。

神書進講の中止を天皇に言上する後ろ盾を得た内前は、三公連名の書付を持って天皇に言上した。その書付には「女院甚御氣毒ニ思召候事、強而被遊候而者不可然候条被相止候様一統希存候」、女院も非常に心を痛めておいでなのでそれを強いて行うのは良くないので、神書進講を止めることができが、攝家一列の願いです、と三公連名で書き認められていた。しかし天皇はなかなか聞き入れられず、諫奏長座に及んだが、漸く議奏姉小路公文の助けも借りて、翌七日には天皇より御前において「女院よりも被仰進候事故、右学流相止られ候」と仰せを蒙る事が出来た。内前は直ちに参院して結果を報告し、女院は「甚悦思召候由御懇ニ仰下さる」と述べられ喜ばれた。(30)

以上、神書進講の再開から中止までの女院は、桃園天皇が垂加流の神道を聞くことに不安を持ちながらも、内前の心労を気遣い、そこまで天皇の思召が強固ならば致し方ないとし、神書進講の再開に同意し、くれぐれも油断の無いように処置するよう、内前に指示している。しかし、内前以外の摂家一列から神書のこと如何と疑義を呈されると、事情も当春とは違うとし、中止に賛成する。

再開の際の経緯・中止の時の諫奏の書付・天皇の中止の言にあるように、ここでも神書進講の再開・中止に女院の意向というものが大きな役割を果たしていたことは確かである。また姉小路公文からの言上では頼

りないので、内前から直接言上するように指示を出すなど、ここにも女院の積極的な動きを見る事ができる。さらに内前が中止を天皇に諫奏

するに際して、三公から女院に言上、女院から内前に依頼するという手続きを踏むことを内前から願い出、その通りになつてることは、摂家間ににおける女院の権威を十分に感じさせるものであろう。

### (3) 関係者の処分について

この様にして神書進講は再び中断することとなつた。しかし閑白等摂家一列はこれだけでは又再開という同じ事の繰り返しになるので、関係者の処罰を行うこととする。宝暦八年六月九日、内前は処罰者のことを三公と評定した上で、先日の中止の諫奏と同じく、内前から天皇に言上したいと女院に伺いをたてた。これに対し女院は、

委細御承知あそハし候、とかく御為宜様申合候て可有言上思召候間、  
早々三公召寄衆評可然思召候、<sup>(31)</sup>

と、天皇の為になるよう三公を召し寄せ衆評するよう仰せられた。評定の結果、摂家一列は徳大寺公城・正親町三条公積・東久世通積・高野隆古・西洞院時名の処分を決定し、このことを女院に報告すると、女院より右大臣九条尚実・内大臣鷹司輔平と閑白近衛内前に、それぞれ次のよう仰せられた。

両公え

右人躰被退可然旨被相伺候処、被聞召届候、何様とも宜殿下へ被仰

談、禁中へ被仰上候様ニと思召候、此義ハ自此方ハ得被仰進かたく候、

内前え

右人躰三公より被相伺候、とかく御為宜様取計候條、於此義ハ自此方ハ不被仰進候、此旨相心得言上可有之候、<sup>(32)</sup>

処罰者のことは了承し、またこの事は女院からは申し上げにくいことで、天皇に言上しないので、そのことを心得て言上してほしいということである。

内前は早速参内して御前に参り、神書進講の中止を聞き届けてもらい、女院はじめ皆安心している旨天皇に言上し、次のように処分者のことを切り出した。

右府・前閑白・内府より辞役被放近臣可然人躰有之間、及言上候様  
吳々相頼候、尤三公女院へも相伺候上頼候儀、<sup>(33)</sup>

このように女院にも伺い済みであることがここでも持ち出されてい  
る。天皇はなかなか聞き入れられなかつたが、ついに徳大寺公城・正親  
町三条公積の処分に同意する。この日六月九日、徳大寺公城は近臣を除  
かれ、同十七日、正親町三条公積は議奏を免ぜられた。<sup>(34)</sup>

しかしこの処分に対し天皇は内心不満であり、同月十三日には天皇の  
考え方を記した宸翰を内前に賜い、神書進講の一件に関して摂家一列はど  
のような所存か聞いてきた。これに対し、閑白等は桜町天皇が垂加流の  
神道を学ばなかつた例を挙げ、従来からの吉田家の神道を学ぶように勧

みると、天皇は一応それを受け入れる。だが同月二十六日には大典侍や姉小路公文に、内緒で西洞院時名を召して、彼の講義を聞きたいと仰せられ、また度々彼に参内するよう仰せられていた。

また式部門弟の烏丸光胤・徳大寺公城・西洞院時名からは摂家一列の一連の処置に対する不満を天皇に内奏していた。この様になかなか天皇と式部門弟の堂上とを切り放すことが出来なかつた。

六月二十六日、女院は内々に天皇より西洞院の神書進講を受けたいと宸翰をいただいた。これに対し女院は、

右之趣被聞召候ては、此方ニモ御尤左様之御執心之御事殊ニ御宸筆ニテ被仰進候儀ニ候へハ、行末ニ而御ちかひは有間敷思召候故、此上ハ思召之通可被遊候由被仰進候、尚行末之程弥御ちかひなき様閑白ニも被申上候ハ、可宜思召候間、又姉小路ニも此通有言上へく候、尚閑白えも右之通申入られ、何とそ思召之通ニ相成候様御取計之事女院ニも頼思召候段、可被申入旨ニ候。<sup>(37)</sup>

宸筆を遣わすほど御執心ならば、天皇の思召しの通りに遊ばされるようになると認め、内前にもそのように取り計らうよう頼んでいる。

このように女院は叡慮をなんとか尊重しようとしている。しかし七月二十四日、女院は京都所司代が竹内式部を取り調べた口書及び摂家一列による一連の処置に対する近臣等の不満を認めた内奏書類などを内前より見せられると、閑白が起草した止官蟄居の案を「何様とも宜取計」<sup>(38)</sup>ことを了承した。同日、正親町三条公積・徳大寺公城・烏丸光胤の止官

蟄居を始めとする数十名の大量処分が行われる。

以上、関係者の処分も全て女院に伺った上で行われたのであるが、摂家一列が処罰の対象となる者について、女院に伺いをたてると「自此方ハ得被仰進かたく候」とし、天皇への女院による言上もなく、女院は摂家一列で事を進めるように指示している。また処分については女院自身の考えが示されることもなく、全て閑白等の言上をそのまま受け入れる受身なものであつたと言えよう。さらに天皇より神書進講を頼まれると、「左様之御執心之御事、殊ニ御宸筆ニテ被仰進候儀ニ候へハ、行末ニ而御ちかひは有間敷思召候」として叡慮にかなうように指示を出したりもしているが、ことが朝廷内だけでは済まず、京都所司代が本件に參與していることを知ると、処分も仕方ないと許可を出すにいたつているのである。

### 三 青綺門院の役割と意識

宝曆事件当時、朝廷内に上皇は居られず、天皇も若かつた。この様なときに当つて、摂家出身で天皇の「実母」たる青綺門院の存在意義が増し、自らも自覚して行動されたのであろう。

今までみてきた通り、神書進講の中止・再開・再度の中止・関係者の処分に全て女院の意向が関わっており、閑白を始めとする摂家一列の行動の裏付けとして、また天皇自身の意志決定の裏付けとして、それが機

能していることがわかる。また中止に際して女院の意向と申入れが表向きにも理由の一つに掲げられているように、女院の意向とは内々のこととしてだけではなく、表向きにも機能するものであった。

一方女院の側を見ると、進講の中止や天皇の再開希望に対する説得など、天皇個人の御行動については、関白等と相談しながらであるが、かなり積極的にかつ細かい配慮も見せながら動いている。しかし関係者の処分という天皇の任免権に関わることには、非常に消極的な態度を示している。

これは、神書講読に対する桃園天皇の熱意をできればかなえてやりたいという女院の思いが関係しているであろう。しかし寛延三年六月、桜町上皇崩御後二ヶ月足らずの間に出された次のような女院（当時は皇后）の自らの仰せもこれと無関係ではなかろう。

摂政被仰下上官・日野大納言・議奏衆云、此間大典侍被参太后之處、太后被仰云、不依何事公務之事、不可窺太后御氣色、若内々雖有申入之人、不可聞食入、然者縱有申触御内意之由人、可為偽之旨者、各可存知此趣云々<sup>(39)</sup>

すなわち公務の事は何事に依らず、太后に窺わないよううに諸臣に摂政を通じ仰せられている。朝廷内における青綺門院のこのスタンスの取り方は、宝暦事件の関係者処罰の際の女院のあり方に通じているのではないかろうか。

以上、宝暦事件という一事例を通して青綺門院の朝廷内での位置付け

を見てきたわけであるが、以上の過程から女院自身の考え方（行動）の規範として三つ程浮かび上がってくる。それは①故桜町天皇の事蹟もしくは遺志、②桃園天皇の叢慮、③摂家一列の意見である。

①については内前がはじめて神書進講の是非を女院に問うた際、小督局が「御女儀様」の御事故委き義は御存知無之候へとも、故院様ニも御覽之御事故、珍重ニ思召候」と述べ、さらにその後、垂加流の神道に反対する理由として「御代々仏道も御用ひ、殊ニ故院ニは別て御崇敬あそされ候事」と女院は仰せられているのである。②については、宝暦八年六月、女院が天皇より神書講読の再開を強く望まれた宸翰をいただいたとき、「此上ハ思召之通可被遊候由被仰進候」と仰せられている。③については既述の経過から明らかであるが、宝暦七年九月、天皇が神書講読の再開を望まれたとき、女院は「摂家ハ神代之枕ニて候間、関白・右府へも被仰聞候上ニて何様とも被定候様」と仰せられ、天皇を諫めている例などはそれがよく出ている例であろう。

①の例については、青綺門院の考え方（行動）の規範を窺える例が宝暦事件以外にも見出されるので、それについてさらに言及しておきたい。

まず、桃園天皇の女御入内のことがある。  
武家伝奏廣橋兼胤の『八槐記』によれば、この時女院から次のように指示が出されている。

寛延四年七月十二日、丙子、晴、參女院御所、柳原大納言同參、上臘宣旨、出上臘小督

逢、太相國御息女佐保姫召女御入内之事、桜町院有御定、今日依吉

曜被仰下、太閤・摂政可被存知、此旨可伝仰之由、女院仰之由也、先触此旨於左大臣・右大臣・内大臣・右大将等、其後可向一条家之有御氣色者、柳原大納言・予申領承向三相幕下亭、面謁演仰之趣、次詣一条家、太閤依重病在片岡之別業、摂政被出逢、伝仰、謹被畏申、蚤速伝父公可申領承之由入給、頃之両公被申領承之旨、還参女院御所、附両上臘奏領承之趣、

宝暦元年十一月二十七日、庚寅、晴、柳原大納言・予参女院、兼日  
所構參也、奉之宣旨・小督出逢伝仰云、故准后兼香公息女佐保姫為女御入内之事、桜町院思食依被聞食置、今日吉曜之間、被仰進此旨、奏達叡慮、於無子細者、主上女院思食之趣可被仰出之由可申入之由也、柳原大納言・予奉之参内、以乳女申入、叡慮無御別儀之由被仰下、即詣摂政策、構見參、予伝仰御旨、摂政謹領承可伝姫君之由、入給、（注略）還出、被畏申、

宝暦四年八月七日、甲寅、晴、参女院御所

兼日  
有召、柳原前大納言同

参、以小督・石井被仰下云、佐保君來年冬可有入内被思食、此趣、經奏達而可仰撰政者、申領承、柳原前大納言同伴参内、以乳母局奏之、聞食之後、詣摂政亭仰御旨、摂政被畏申、次還参女院御所言上、復参内賀申、

寛延四年七月十二日、佐保姫（一条兼香の女、富子）を桃園天皇の女御として入内させることを、桜町天皇が定められていたこととして、青綺門院より仰せがあった。このことを先ず左大臣・右大臣・内大臣・右

大将等に伝え、その後一条家へ向かい伝達するようにと、青綺門院から広橋兼胤・柳原光綱の両武家伝奏へ仰せがあり、両伝奏はその通りに行動している。

同年十一月二十七日、佐保姫の女御入内は桜町天皇の遺志として女院が聞いていたものであり、そのことを天皇に奏上し、特に天皇より反対もなければ、その通り仰せ出すよう天皇に申し入れるよう、広橋兼胤と柳原光綱は伝達された。天皇も特に別儀なく、伝奏は摂政一条道香邸に行つて仰せの旨を伝達している。

宝暦四年八月七日、女院は入内の日時を来年の冬とする事、奏達を経た上で摂政（一条道香）に伝えるよう仰せられた。そして武家伝奏は参内し、女院の仰せを天皇が聞こし食したので、このことを摂政に伝えている。さらに伝奏は参院して女院に結果を報告し、ついで参内、賀を申した。

女院は桜町天皇の遺志であるとして左保姫の女御入内を仰せられ、この一件を進めており、伝達の仕方なども細かく指示している。

次にもう一つ青綺門院が桜町天皇の遺志を示して行動した例として、桃園天皇の追号を定めた時の事を挙げてみたい。

『内前公記』宝暦十二年七月二十八日条に次のようにある。

一、先帝御追号、議奏へ申渡、

桃園院モ、ゾノ、院

抑御追号、予・左府・右府・前関白・内府等申談、被称後称光院可

然歟之由、以左府女院へ伺之処、称光院御年廿八、御代ニ而之崩御ニ而ハ候得共、其御次後花園院者伏見家より御相続ニ候へ者如何、當時親王なられ候得者、他号可然思召候、先年桜町院御在位中、密々被定置候御追号一紙、有之候、此号ヲ今度被用候而可宜思召候故、被出之旨被仰、則右之一紙賜之、各拝見之後、以三位局申上御治定、

桃園天皇が崩御した後、摂政内前・左大臣尚実・右大臣輔平・前閑白道香・内大臣九条道前らは追号案を「後称光院」として女院に尋ねたところ、女院は、称光天皇の次には伏見宮家より後花園天皇が入り位を継いでおり、今回は智子内親王（後桜町天皇。桜町天皇の皇女。母は青綺門院）が位を継がれたので、他の追号がよいとして反対し、さらに桜町天皇が御在位中に密々に追号を定めていたとして「桃園院」の追号を認めた宸筆一紙を見せられ、その追号を用いるよう、宸筆の紙を下賜された。こうして桃園院の追号が定まっている。

この件についてはなお『定晴卿記』の同年七月二十九日条に関係記事がある。

抑与大理卿談話之間、下官問桃園院御追号之由緒、被答云、是事甚以密事也、然而告之、必不可他言云々、下官諾、彼卿云、桜町院御在位之時、兼被定御自身御追号之事、万歳之後、可奉号桃園院之由、被染宸翰、令入置御厨子御云々、然而彼院崩御之節、万人不知之、独女院雖承置此事給、一向御忘却、及其期不思食出、仍摂家等

群議、以御在所名、所奉号桜町院也、然處其後経程、御反古等御吟味之序、彼御遺詔宸翰出来、仍覽女院之處、其時始令思食出給、然後日出来無詮之間、又封之被納置也、然今度又其儀、摂家之衆等、忘却之間、命菅家輩令勘進、其上申女院之處、今度女院令思召出給、被尋出彼宸翰遺書、已桜町院如此有思食之上者、不能左右、今度被用桃園院御号可宜之由、摂家之人々等申入、遂御治定云々、此事堅固秘密之事、菅家之輩等、猶不可知、必不可他言者、

すなわち桃園院の追号は桜町天皇が御自身の為に定められたものであつたが、女院の他は誰もそれを知らず、女院もそれを忘れてしまい、桜町院の追号が贈られた。しかしその後遺詔の宸翰が出てきて女院も思い出され、今度の桃園天皇の崩御に際しては摂家衆はその遺詔の宸翰のことをまた忘れていたので、女院がそれを尋ね出され、ついにこの追号を用いることとなつたものである。

以上二つの例は、青綺門院が故桜町天皇の遺志を明確に示しつつ、女御入内・追号撰定といった大事をリードしたものである。特に追号撰定の例には、桜町天皇の遺志の単なる伝達ということに止まらない、故院の遺志を尊重したいという青綺門院の積極的な考えが認められるのではなかろうか。

近年橋本政宣氏により明らかにされた寛延三年の官位御定一件に際しても、青綺門院が桜町天皇の遺定というものについて並々ならぬ関心を持つていたことがわかる。<sup>(40)</sup> 青綺門院にとって桜町天皇の事蹟ないし遺志

は大きな拠り所であったと言えるのではなかろうか。

ただし、青綺門院の一連の行動を総体としてみれば、摂家一列が天皇を補佐し、それにより天皇を中心とした朝廷内の秩序を維持することに貢献するものであったと言えるのではなかろうか。

## おわりに

以上、宝暦事件における青綺門院の関わり方を中心に、女院の位置付けをみてきた。今回拙稿では青綺門院の意向・申入れの抽出という目的のために、専ら『内前公記』に依拠して記述を進めた。その点宝暦事件の全体像を把握するには、限界があることは承知している。また最後はやや青綺門院個人の問題に傾いたきらいはあるが、本稿が江戸時代の女院研究に何がしかの寄与ができるべきである。

久保貴子氏は近世初頭の女院について、院の不在などから摂家衆が女院を頼らざるをえず、幕府も朝廷統制上、女院の存在を利用せざるをえなかつたと指摘した上で、近世後期には「幕府と関わりなく朝廷が、朝廷 자체に内在した政治的な問題を乗り越えるために、女院の存在を必要としたのである」<sup>(4)</sup>と言及されているが、青綺門院自身自ら一定の制限を設けながら、「公務」にも携わっていたとも考えられる。このようなことも含め今後、近世期における朝廷内でどのように意志決定がなされていったか、天皇・上皇・女院と摂家一列の関係を中心に、武家伝奏・議

奏等も視野に入れながら、その実像を考えてみたい。

本稿には種々思い違い、解釈の間違いなどあるかもしない。大方の御批判・御叱正を賜れば幸いである。

## 註

- (1) 久保貴子「江戸時代における皇位繼承——天皇急死にみる選定相続——」  
『早稲田大学教育学部学術研究』地理学・歴史学・社会科学編、四十、平成三年、同「近世の女院に関する基礎的研究——女院の要件にみる政治的背景——」  
『早稲田大学教育学部学術研究』地理学・歴史学・社会科学編、四十二、平成六年、同「近世初頭の朝廷における女院の役割』(『学習院女子短期大学紀要』三十二、平成六年)。

- (2) 宝暦事件に関しては多数論考があるので、今回はその主なものを挙げるに止める。星野恒『竹内式部君事迹考』(富山房、明治三十二年)、帝国学士院編『宸翰英華』第二冊(紀元二千六百年奉祝会、昭和十九年)四五七～四六〇頁、三上参次『尊皇論発達史』(富山房、昭和十六年)三五～四九頁、同『江戸時代史』下(富山房、昭和十九年)、辻善之助『日本文化史V』(春秋社、昭和二十四年)二七四～二九四頁、辻達也「幕藩体制の変質と朝幕関係」(『日本の近世二 天皇と将軍』、中央公論社、平成三年)、高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(講座前近代の天皇)二、青木書店、平成五年)、近藤啓吾「宝暦の変」(『芸林』四十三～三、平成六年)。

- (3) 『板庭譜料』(書陵部所蔵)、『門院伝』。

- (4) 『執事詰所本御系譜』(書陵部所蔵)、『門院伝』。

- (5) 『兼香公記』享保十八年九月二十八日条「自宮中以難波宰相被仰下云、此日々柄宜、先刻被召左府、々々息女永君 東宮御方御息女ニ被定、而東宮御成長之故義也」。

- (6) 『八槐記』享保二十一年十一月十五日条「甲辰、晴、今日女御藤原舍子入内、入云々」。

- (7) 『種房卿記』元文五年五月二十七日条「丙寅、晴、女御從三位藤原朝臣舍

子准三宮宣下。

(8) 『八槐記』延享二年十月五日条「癸卯、晴、參内番、此日八穂宮御母可為

御被仰定女(當年中依可有先例雖為御養母、今度為御美母)仍以二条家為御外戚」。

『植房卿記』延享二年十月六日条「甲辰、晴、有言渡云、今年八穂宮可有御着袴、就夫女御々養子被仰出、到末々方端御寒子不相替、二条家外戚被立事」。

なお宮内庁編『皇室制度史料』「皇族」(昭和五十八年)一〇六頁によると、「寒子とは寒子同様に取扱うことを意味する称で、庶子を嫡子に立てる場合にも用いられ、江戸時代以降は養子・猶子よりも親子関係の重いものと見做された」という。

(9) 『植房卿記』延享四年五月廿七日条「雨降、有冊命立后事(准后藤原舎子、安祥院為皇后、故)」。

(10) 『八槐記』寛延三年六月二十六日条「丁酉、晴、此日皇太后宮院号定也、(中略)被定青綺門院」。

(11) 『華族系譜』(書陵部所藏)。

(12) 寛延元年(一七四八)四月八日の御読書始のさいに、明法博士伏原宣条が孝経を授け奉り(『御湯殿上日記』『通兄公記』)、同年八月二十六日には、伏原宣條に障りある時は平松時行に侍講を代行させ、孝経ののちは大学・論語・孟子・中庸の順で御學習あるべきことが定められた(『八槐記』)。寛延四年六月八日の御書始儀にさいしては、侍読高辻家長・尚復清岡長香が後漢書明帝紀を授け奉り(『八槐記』『植房卿記』『頬言卿記』)、宝暦二年(一七五二)五月四日には伏原宣条の御詩書進講が終功し(『御湯殿上日記』)、同四年二月九日には高辻家長が貞觀政要を講釈している(『御湯殿上日記』『頬言卿記』『八槐記』)。

伏原宣条の進講はその後も続けられ、宝暦五年七月二十八日には孝経の御講釈(『御湯殿上日記』『八槐記』)、同年八月二十八日と十一月十六日には大学の御

講釈(『統史愚抄』『頬言卿記』)、同六年七月二十四日、八月五日、十四日、十九日には御字書の御講釈(『御湯殿上日記』)、同七年四月十六日には孟子の御

講釈(『頬言卿記』)がそれぞれ行われており、『御湯殿上日記』宝暦七年四月四日条によると、この日御字書御読書終功につき、伏原宣条に「御幼少よりと

こほりなく申あげられ候とて」賜物が与えられた。この伏原宣条は竹内式部とあり、正親町三条公積は天皇に神書再開を上奏していたことが解る。天皇は

の門人の一人であり、宝暦六年以前から式部に神学と儒学の指南を受けていた(書陵部所蔵『竹内式部一件書類』)。

辻善之助前掲著書によると、「徳大寺公城并に久我敏通等が相談をして、(桃園天皇の)君徳涵養には竹内式部の学説を進講するがよいといふので、侍読の伏原宣条が、式部の学説によつて、大學章句・孟子集注などの御講釈を申上げた」という。天皇が垂加流の神書講読に傾いていった背景には、幼時から進講を受けていた伏原宣条の影響が少なからずあつたようと思われる。

(13) 『植房卿記』宝暦二年二月五日条、同四年八月十日条、同六年八月十一日条、『統史愚抄』同二年一月五日条、『御湯殿上日記』宝暦二年八月九日条、同三年二月一日条、八月四日条、同四年二月七日条、同五年二月十三日条、同六年二月十九日条、『八槐記』同四年二月七日条、同五年八月六日条、同七年二月五日条、『頬言卿記』同六年二月十九日条、八月十一日条など。

(14) 『徳大寺公城手記』宝暦七年六月四日条。

(15) 『内前公記』宝暦七年八月六日条。

(16) 同前。

(17) 『内前公記』宝暦七年八月八日条。

(18) 同前。

(19) 『内前公記』宝暦七年八月十四日条。

(20) 同前。

(21) 『内前公記』宝暦七年八月十六日条。

(22) 同前。

(23) 『内前公記』宝暦七年八月十七日条。

(24) 同前。

(25) 『内前公記』宝暦七年十月三日条。

(26) 『徳大寺公城手記』宝暦七年十一月十二日条によれば、

帥大納言公積卿為議奏役深歎此事時々雖被奉直諫諭言深入、女院無御許、叡慮ニも難被任之間、以書付可敵之旨、内々有仰、彼卿同志輩と計り神代巻上下之抄、及初重二重之伝書等新写し、今日内々献上了、

講義の内容を書面で献上するよう求め、公積はそれに答えて献上している。

(27) 『内前公記』宝暦八年三月十五日条。

(28) 『内前公記』宝暦八年六月五日条。

(29) 同前。

(30) 以上、『内前公記』宝暦八年六月六日・七日条。

(31) 『内前公記』宝暦八年六月九日条。

(32) 同前。

(33) 同前。

(34) 『内前公記』宝暦八年六月十日条。『広橋兼胤公武御用日記』同日条。

(35) 『八槐記』宝暦八年六月十七日条。

(36) 桃園天皇宸筆御沙汰書(陽明文庫所蔵、『宸翰英華』所収)。

(37) 『内前公記』宝暦八年六月二十七日条。

(38) 『内前公記』宝暦八年七月二十四日条。

(39) 『通兄公記』寛延三年六月十九日条。この史料については橋本政宣「寛延三年の『官位御定』をめぐって」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二、平成三年)に指摘がある。

(40) 橋本政宣前掲論文。

(41) 久保貴子「近世初頭の朝廷における女院の役割」(前掲)。